

学術部運営内規

1. 運営委員任期

- (1) 運営委員の任期は2年とする。改選は役員改選時(西暦年号の偶数年)4月とし、連続して3期まで再選は妨げない。班長、副班長及び運営委員から選出された委員(精度管理・生涯教育、会計等)も同様とする
- (2) 班員は20人を限度とするがやる気のある若手会員や女性会員の発掘に努めること。
- (3) 研究班が企画する研修会等に正当な理由なく1年以上参加しない班員は、役員改選時に再任しない。
- (4) 各班長は班務や各事業の責任者や担当者を分担する等をして後進育成に努めること。なお次期班長は副班長の昇格が望ましく、該当者は次期の事業の企画立案に努めること。
- (5) 歴代班長経験者などはオブザーバー的存在として位置付け、協力願う。

2. 学術活動

- (1) 研修会、講演会、実技講習会などを開催し、予算の範囲内で実施すること。
- (2) アンケートなどを実施し会員の意見も取入れ、魅力や実りある内容とするよう心がけること。
- (3) 各研究班が提出し、総会で承認された活動計画(回数)は必ず遂行するよう努めること。
- (4) 活動予定は行事予定表およびホームページに掲載し、広く会員に周知すること。
- (5) 異なる班の開催日時が重複した場合、あらかじめ当該班長は連絡し合い、開催日を変更するか合同で行うなどの対処をするよう最大限の努力をすること。
- (6) 活動予定は「行事予定表」に掲載するが、あらかじめ事業申請書にて申請すること。期限は他の研究班と開催日時が重複しないように前々月10日までに申請することが望ましいが、遅くとも「実施日の前月10日まで」の要件を満たすこととし、厳守すること。
尚、実技講習会など事前に参加募集を行う場合は2カ月前とする。
例：1) 6月15日に会を予定する場合はその事業申請を遅くとも5月10日までに提出すること。
2) 7月1日に会を予定する場合はその事業申請を遅くとも6月10日までに提出すること。
3) 10月15日に実技講習会を行う場合はその事業申請と参加募集は8月15日までに提出すること。
- (7) 生涯教育遵守事項(別記)を熟読し、記載漏れのないように注意すること。学術部長は各研究班から提出された申請書の内容に誤りがないか確認すること。
- (8) 共催、協賛、後援のある場合は主催・共催等取り扱い内規(別記)を参照すること。
- (9) 会場の確保は確実にする(二重確認)こと。
- (10) 合同開催は推奨する。

3. 実技講習会で実施期間が2日以上に渡る場合は修了証書を発行することができる。

必要な場合、あらかじめ参加者名簿を添えて総務宛申請すること。

4. 講演依頼が必要な場合は所定の用紙(講師宛、施設長宛)に必要事項を記入し総務に送付し捺印後、発送してもらうこと。
5. 事業終了後は事業報告、会計報告を期限内に完了すること。
6. 糖尿病療養指導士等の履修申請に伴う履修証明書の発行(分野にかかわらず実質5時間以上の会)につ

いては、糖尿病療養指導士認定機構発行の3枚複写の学会・研修会等出席証明書を利用する。参加者より履修証明の依頼があった際には、学会・研修会等出席証明書の主催者名に「(社)京都府臨床検査技師会」と記載し、主催者印に「京臨技研修会参加証明之印」の角印を押印する。

(日臨技、近臨技主催の場合も同様とするので京都府で開催されるときには関連の班は担当者と連絡を取る事)

7. 会計業務は各研究会会計業務取扱い内規(別記)を参照すること。
8. 各班等が固定資産を所有する場合、その管理の徹底を行うこと。尚、第1回の学術会議で機材の登録番号を学術部長は確認する。故障した場合は学術部長に報告し、班費にて修理を行うこと。高額な場合は相談して構わない。

以上